



第52期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催場所 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
鉄鋼ビルディング南館4階
鉄鋼カンファレンスルーム

MIRARTHホールディングス株式会社
証券コード：8897

郵送またはインターネットでも議決権を
ご行使いただけます。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後6時まで

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

ごあいさつ

株主の皆さまには、平素よりご支援お引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

第52期定時株主総会を2024年6月26日(水)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社は不動産総合デベロッパーの枠を超え、「未来環境デザイン企業」へ進化していくという決意を込めたパーパスのもと、持続的な成長モデルの実現に向け、経営基盤の強化を行い、利益成長と資本効率を向上させ、企業価値の最大化を実現してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

2024年6月

代表取締役 **島田和一**



Our Purpose

サステナブルな環境をデザインする力で、
人と地球の未来を幸せにする。

Our Values

情熱・感動

環境創造に情熱を注ぎ、
人々と感動を分かちあう。

持続可能

人、自然、社会の共存を目指し、
サステナブルな世界をつくる。

価値創出

スピード感を持って変革を続け、
新しい価値を創出する。

多様性・共創

一人ひとりのアイデアを大切に、
地域社会との共創を進める。

誠実・信頼

誠実な行動で、
人と社会の安全・安心を約束する。

株主各位

証券コード 8897
2024年6月5日
(電子提供措置の開始日2024年6月3日)
東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

MIRARTHホールディングス株式会社

代表取締役 島田和一

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://mirarth.co.jp/ir/procedure/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当日のご出席に代えて、郵送またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討くださいませ。後述のご案内に従って2024年6月25日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会におきましては、当日会場にご来場されない株主さまも株主総会の様子をご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。詳しくは後記の「インターネットによるライブ配信のご案内」をご確認ください。

敬 具

記

日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

場 所 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
鉄鋼ビルディング南館4階「鉄鋼カンファレンスルーム」



目的事項 報告事項 (1) 第52期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第52期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

議決権行使について 後記3頁から4頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
※株主総会当日のお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以 上

書面交付請求された株主さまへご送付している書面について

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- 事業報告の「新株予約権等の状況」および「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

インターネットによるライブ配信のご案内

パソコン・スマートフォン等より、以下のURLにアクセスし、ログインID・パスワードをご入力の上、ご視聴ください。

配信開始日時：2024年6月26日（水） 10：00

視聴ログインURL <https://v.sokai.jp/8897/2024/mirarth/>

（ログインID：議決権行使書用紙に記載の株主番号 パスワード：株主さまの郵便番号）



- ご出席の株主さまの容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。
- インターネットの通信環境等により、映像および音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございます。
- ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- ライブ配信は視聴専用のため、ご質問や議決権の行使を承ることはできません。
- ログインID・パスワードの第三者への提供、ライブ配信の映像・音声の記録・複製や第三者への提供等は禁じます。

ライブ配信の接続に関するお問い合わせ先

電話番号：0120-970-835

受付時間：6/26（水） 9：00～12：00（株主総会開催日限りとなります。）

 [当社ウェブサイト：https://mirarth.co.jp/](https://mirarth.co.jp/)

MIRARTHホールディングス



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時



インターネットで議決権を行使される場合

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。詳細は、次ページをご参照ください。

議決権行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後6時まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

議決権行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

| | | | |
|-------------|----|---------------|------------|
| 議決権行使書 | | 株主番号 ○○○○○○○○ | 議決権の数 XX 股 |
| ○○○○ | 御中 | | |
| _____ | | | |
| _____ | | | |
| ××××年 ×月××日 | | | |
| | | | |
| ○○○○○○○ | | | |

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。
- ・当日ご出席の場合は、株主総会資料をご覧いただくため、当社ウェブサイトへアクセスできる端末（スマートフォン等）をご持参ください。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2024年6月25日（火曜日）
午後6時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0：00～5：00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

機関投資家の皆さまへ

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して以下のとおり当期の期末配当をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

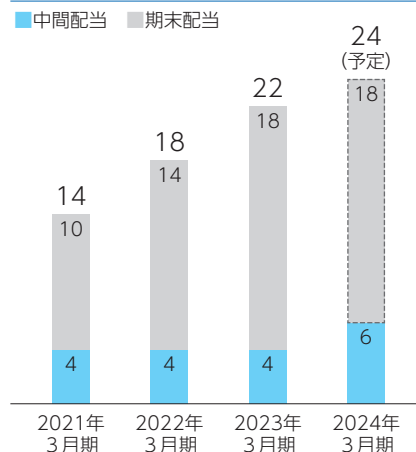
1 配当財産の種類 金銭

2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金 **18円** 配当総額 **1,981,751,274円**

なお、中間配当金として1株につき金6円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金24円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日 **2024年6月27日**

1株当たり配当金の推移 (単位：円)



第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、社外取締役4名を含む取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏名 | 当社における地位及び担当 |
|-----------|-----------------------|---------------------------------------|
| 1 | 再任 島田 和一（満58歳） | 代表取締役 兼 グループCEO 兼 グループCOO 兼 社長執行役員 |
| 2 | 新任 中村 大助（満56歳） | 常務執行役員 |
| 3 | 新任 秋澤 昭一（満59歳） | 執行役員 |
| 4 | 再任 山平 恵子（満63歳） | 社外取締役 独立役員 取締役 |
| 5 | 再任 山岸 直人（満62歳） | 社外取締役 独立役員 取締役 |
| 6 | 新任 内田 要（満70歳） | 社外取締役 独立役員 ー |
| 7 | 新任 金丸 祐子（満44歳） | 社外取締役 独立役員 ー |

候補者番号 1



しまだ かずいち
島田 和一

1965年12月4日生 満58歳

再任

所有する当社株式数

1,008,400株

略歴、地位及び担当：

| | | | |
|-----------|--|-----------|--|
| 1987年 5 月 | 当社入社 | 2019年 4 月 | 当社代表取締役社長 兼 最高経営責任者 (CEO) |
| 1998年 6 月 | 当社取締役開発部長 | 2019年 6 月 | 当社代表取締役 兼 最高経営責任者 (CEO) 兼 社長執行役員 |
| 2000年 6 月 | 当社常務取締役開発本部長 本社開発部長 兼 建築部長 | 2022年10月 | 当社代表取締役 兼 グループCEO 兼 グループCOO 兼 社長執行役員 (現任) (株)タカラレーベン 代表取締役 兼 CEO 兼 社長執行役員 (現任) |
| 2006年 6 月 | 当社代表取締役副社長 兼 開発本部長 | | |
| 2012年 4 月 | 当社代表取締役副社長 兼 最高執行責任者 (COO) 兼 最高財務責任者 (CFO) 兼 総合企画本部長 | | |
| 2014年 4 月 | 当社代表取締役社長 兼 最高経営責任者 (CEO) 兼 最高執行責任者 (COO) 兼 最高財務責任者 (CFO) | | |

【重要な兼職の状況】 (株)タカラレーベン 代表取締役 兼 CEO 兼 社長執行役員 (2024年6月17日退任予定)
(株)タカラレーベン 取締役副会長 (2024年6月17日就任予定)

取締役候補者とした理由

島田和一氏は、2014年4月に当社代表取締役社長に就任して以来、強いリーダーシップを発揮して経営の指揮を執り企業価値の向上に貢献してきたことから、今後も当社グループの持続的な成長及び経営全般に対する適切な役割の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 2



なか むら だい すけ

中村 大助

1968年2月12日生 満56歳

新任

所有する当社株式数
一株

略歴、地位及び担当：

| | | | |
|-----------|--------------------------------|-----------|------------------------------|
| 1991年 4 月 | (株)太陽神戸三井銀行 (現(株)三井住友銀行) 入行 | 2021年 4 月 | 同行 執行役員 東日本第一法人営業本部長 |
| 2014年 4 月 | 同行 所沢法人営業部長 | 2023年 4 月 | 同行 常務執行役員 ホールセール部門副責任役員 |
| 2016年 4 月 | 同行 法人戦略部 部付部長 | | (株)三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 |
| 2017年 4 月 | 同行 日本橋東法人営業部長 | | ホールセール事業部門事業部門長補佐 |
| 2019年 4 月 | 同行 神田法人営業第一部長 | | 当社常務執行役員 (現任) |
| 2020年 4 月 | 同行 執行役員 神田法人営業第一部長 | 2024年 5 月 | |

【重要な兼職の状況】(株)タカラレーベン 取締役 兼 専務執行役員 (2024年6月17日就任予定)

取締役候補者とした理由

中村大助氏は、金融機関での豊富な経験と経営に関する高い見識を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、取締役候補者としております。

候補者番号 3



あき さわ しょう いち
秋澤 昭一

1965年5月10日生 満59歳

新任

所有する当社株式数

162,300株

略歴、地位及び担当：

| | | | |
|----------|---|----------|--|
| 1988年 4月 | 藤和不動産(株) (現三菱地所レジデンス(株)) 入社 | 2014年12月 | スター・マイカ(株) 代表取締役 |
| 1997年 5月 | (有)エイテック 代表取締役 | 2016年 6月 | ライジング・フォース(株) (現大東建託アセットソリューション(株)) 代表取締役 |
| 2002年 1月 | (株)インタス取締役 | 2019年 6月 | 当社取締役 兼 執行役員投資開発本部長 |
| 2004年 2月 | パシフィックマネジメント(株) (パシフィックホールディングス(株)) 執行役員 | 2020年 4月 | 当社取締役 兼 常務執行役員投資開発本部長 |
| 2008年 6月 | パシフィックリアルティ(株) 代表取締役 | 2021年 4月 | 当社取締役 兼 常務執行役員 投資開発 事業本部 事業本部長 |
| 2008年 6月 | (有)パシフィック・プロパティーズ・インベストメント 代表取締役 | 2022年10月 | 当社執行役員 (現任) (株)タカラレーベン 代表取締役 兼 COO 兼 副社長執行役員 (現任) |
| 2011年 1月 | スター・マイカ(株) 戦略事業部長 | | |
| 2012年 2月 | 同社 取締役戦略事業本部長 | | |
| 2012年 2月 | ファン・インベストメント(株) (現スター・マイカ・プロパティ(株)) 代表取締役 | | |

【重要な兼職の状況】 (株)タカラレーベン 代表取締役兼 COO 兼 副社長執行役員 (2024年6月17日退任予定)
(株)タカラレーベン 代表取締役 兼 社長執行役員(2024年6月17日就任予定)

取締役候補者とした理由

秋澤昭一氏は、2019年6月に当社取締役に就任して以来、当社取締役及び当社執行役員として、当社の企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、不動産業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、取締役候補者としております。

候補者番号 4



やま ひら けい こ
山平 恵子

1960年11月30日生 満63歳

再任

社外取締役

独立役員

所有する当社株式数

一株

略歴、地位及び担当：

| | | | |
|----------|--|----------|--------------------------------------|
| 1983年 4月 | クボタハウス(株) (現サンヨーホームズ(株)) 入社 | 2015年 6月 | サンヨーホームズ(株) 取締役社長 執行役員 |
| 2010年 4月 | サンヨーホームズ(株) 執行役員 | 2017年 4月 | サンヨーホームズコミュニティ(株) 代表取締役会長 |
| 2011年 6月 | 同社 取締役常務執行役員 | 2019年 6月 | 上新電機(株) 社外取締役 (現任) フジテック(株) 社外取締役 |
| 2012年 6月 | 三洋リフォーム(株) 取締役 (兼任) | 2021年 6月 | 当社社外取締役 (現任) |
| 2013年 6月 | サンヨーホームズ(株) 取締役専務 執行役員 | 2022年 6月 | 品川リフラクトリーズ(株) 社外取締役 (現任) |
| | サンアドバンス(株) 取締役 (兼任) サンヨーホームズコミュニティ(株) 取締役 (兼任) | | |

【重要な兼職の状況】 上新電機(株) 社外取締役
品川リフラクトリーズ(株) 社外取締役
丸一鋼管(株) 社外取締役 (2024年6月25日就任予定)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山平恵子氏は、不動産業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社グループの経営の監督機能強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。山平恵子氏が社外取締役に選任された場合には、企業経営、ダイバーシティ等幅広い視点から、当社グループの経営の方針・経営戦略について、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るための助言等を行うこと、また、報酬諮問委員会及び指名諮問委員会において、取締役の報酬・選解任の決定を通じた業務執行の適切な評価と監督等の職務を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号 5



やま ぎし なお ひと
山岸 直人

1961年8月5日生 満62歳

再任

社外取締役

独立役員

所有する当社株式数

3,500株

略歴、地位及び担当：

| | | | |
|----------|---------------------------|----------|---|
| 1986年 4月 | 警察庁 入庁 | 2014年 6月 | 皇宮警察本部副本部長 |
| 1990年 4月 | 香川県警察本部刑事部捜査第二課長 | 2016年 2月 | 新潟県警察本部長 |
| 1991年 8月 | 埼玉県警察本部警備部公安第一課長 | 2018年 3月 | 警察大学校国際警察センター所長 兼 警察庁長官官房審議官 (犯罪被害者等施策担当) |
| 1993年 8月 | 警察庁交通局交通規制課課長補佐 | | |
| 1994年 8月 | 建設省(現国土交通省) 道路局 路政課長補佐 | 2019年 1月 | 北海道警察本部長 |
| 1996年 9月 | 警察庁交通局運転免許課課長補佐 | 2020年 8月 | 辞職 |
| 1998年 8月 | 奈良県警察本部警務部長 | 2021年 1月 | 三井住友海上火災保険㈱ 顧問 |
| 2000年 8月 | 兵庫県警察本部警備部長 | 2022年 6月 | 当社社外取締役(現任) |
| 2002年 8月 | 警察庁警備局警備課理事官 | 2022年12月 | (一社) 全国道路標識・標示業 協会 参与 |
| 2004年 8月 | 警察庁警備局付(内閣情報調査室) | 2023年 5月 | (一社) 全国道路標識・標示業 協会 専務理事(現任) |
| 2006年 9月 | 神奈川県警察本部警備部長 | 2023年 6月 | (一社) UTMS協会 監事 (非常勤) (現任) |
| 2008年 8月 | 総務省人事・恩給局参事官 | | |
| 2010年 8月 | 和歌山県警察本部長 | | |
| 2012年 8月 | 神奈川県警察本部警務部長 | | |
| 2013年 8月 | 警察庁交通局運転免許課長 | | |

【重要な兼職の状況】 (一社) 全国道路標識・標示業協会 専務理事
(一社) UTMS協会 監事(非常勤)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山岸直人氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、長きに亘り警察庁において培ってこられた専門知識と豊富な経験、また、建設省(現国土交通省)における職務実績と経験を有していることから、取締役会の透明性向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。山岸直人氏が社外取締役に選任された場合には、当社グループの経営の方針・経営戦略について、上記経験や全国各地の警察本部等での職務遂行経験を基にした高い見識と専門知識、コンプライアンスやリスクマネジメント等幅広い視点に基づき指摘・助言等を行うこと、また、報酬諮問委員会及び指名諮問委員会において、取締役の報酬・選解任の決定を通じた業務遂行の適切な評価と監督等の職務を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号 6



うちだ
内田
かなめ
要

1954年6月14日生 満70歳

新任

社外取締役

独立役員

所有する当社株式数

一株

略歴、地位及び担当：

| | | | |
|---------|-------------------|----------|-----------------|
| 1978年4月 | 建設省（現国土交通省）入省 | 2015年1月 | 内閣官房 内閣審議官 |
| 2004年7月 | 国土交通省総合政策局政策課長 | | 兼 内閣官房地域活性化総括官 |
| 2005年8月 | 同省 総合政策局総務課長 | | （内閣審議官 内閣官房産業遺産 |
| 2006年7月 | 同省 大臣官房総務課長 | | の世界遺産登録推進室長） |
| | 兼 大臣官房審議官（大臣官房） | | 併 内閣府地方創生推進室長 |
| 2007年7月 | 同省 大臣官房審議官（総合政策局） | 2015年7月 | 退職 |
| 2009年7月 | 同省 大臣官房総括審議官 | 2015年11月 | （一社）不動産協会 |
| 2010年8月 | 同省 土地・水資源局長 | | 副理事長 専務理事 |
| 2011年7月 | 同省 土地・建設産業局長 | 2017年4月 | 麗澤大学 客員教授（現任） |
| 2012年7月 | （独）都市再生機構副理事長 | 2023年7月 | （一社）不動産協会 |
| 2014年7月 | 内閣官房 内閣審議官 | | 顧問（現任） |
| | 兼 内閣官房地域活性化統合事務局長 | 2023年7月 | （一財）土地総合研究所 |
| | | | 理事長（現任） |

【重要な兼職の状況】 麗澤大学 客員教授
（一社）不動産協会 顧問
（一財）土地総合研究所 理事長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内田要氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、不動産業界における豊富な経験と幅広い見識、また、建設省（現国土交通省）における職務実績と経験を有していることから、社外取締役として当社グループの経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役候補者としております。内田要氏が社外取締役に選任された場合には、上記経験を基にした高い見識と専門知識の視点から、当社グループの経営の方針・経営戦略について、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るための助言等を行うこと、また、報酬諮問委員会及び指名諮問委員会において、取締役の報酬・選解任の決定を通じた業務執行の適切な評価と監督等の職務を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号 7



かな まる ゆう こ
金丸 祐子

1979年8月25日生 満44歳

新任

社外取締役

独立役員

所有する当社株式数

一株

略歴、地位及び担当：

| | | | |
|----------|--|---------|--------------------------------|
| 2006年10月 | 東京弁護士会登録 森・濱田松本法律事務所入所 | 2018年1月 | 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 |
| 2012年5月 | カルフォルニア大学 ロサンゼルス校ロースクール 修了 | 2022年7月 | アキュリスファーマ(株) 社外監査役 (現任) |
| 2012年8月 | Rajah & Tann 法律事務所 (シンガポール) | 2023年1月 | 外苑法律事務所 パートナー弁護士 (現任) |
| 2013年8月 | 住友電気工業株式会社 出向 | 2023年2月 | Bleaf(株) 社外監査役 (現任) |
| 2018年4月 | 慶応義塾大学大学院法務研究科 (International Commercial Arbitration) 非常勤講師 | 2023年6月 | (株)イーアイ 社外取締役 (監査等委員) (現任) |
| | | 2023年7月 | HEROZ(株) 社外取締役 (監査等委員) (現任) |

【重要な兼職の状況】 外苑法律事務所 パートナー弁護士
アキュリスファーマ(株) 社外監査役
Bleaf(株) 社外監査役
(株)イーアイ 社外取締役 (監査等委員)
HEROZ(株) 社外取締役 (監査等委員)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金丸祐子氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、日本及び米国NY州での資格を有し、国内・海外で弁護士として培ってこられた専門知識と豊富な経験・実績を有していることから、取締役会の透明性向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者としております。金丸祐子氏が社外取締役に選任された場合には、当社グループの経営の方針・経営戦略について、弁護士としての高い見識と専門知識、ダイバーシティ等幅広い視点に基づき指摘・助言等を行うこと、また、報酬諮問委員会及び指名諮問委員会において、取締役の報酬・選解任の決定を通じた業務執行の適切な評価と監督等の職務を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 本株主総会参考書類は、作成時点（2024年5月13日）の情報を記載しておりますが、各候補者の年齢については今回の株主総会終結時点の情報を、所有する当社株式の数については2024年3月31日時点の情報を記載しております。
2. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 山平恵子氏、山岸直人氏、内田要氏及び金丸祐子氏は社外取締役候補者であります。なお山平恵子氏及び山岸直人氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、内田要氏及び金丸祐子氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
4. 山平恵子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 山岸直人氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、山平恵子氏及び山岸直人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、内田要氏及び金丸祐子氏が選任された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約のその他の内容につきましては、事業報告「役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであり、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、2025年3月に当該保険契約を同内容で更新予定であります。

(ご参考) 取締役スキル・マトリックス

本総会において、第2号議案が原案どおり承認された場合の各取締役が備えるスキルは以下のとおりです。なお、各取締役が特に「強み」としている項目においては「◎」としております。

| 氏名 | 役職 | 企業経営 | 財務／会計 | 法務／ リスクマネ ジメント | 営業／ マーケティ ング | 人事・労務 | IT | グローバル 事業 | 指名委員 | 報酬委員 |
|-------|----------------------|------|-------|----------------------|--------------------|-------|----|-------------|------|------|
| 島田 和一 | 代表取締役 兼 CEO 兼 社長執行役員 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 中村 大助 | 取締役 兼 CFO 兼 常務執行役員 | | ◎ | ○ | | ○ | | | ○ | ○ |
| 秋澤 昭一 | 取締役 (不動産セグメント管掌) | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| 山平 恵子 | 社外取締役 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| 山岸 直人 | 社外取締役 | | | ◎ | | ○ | | | ○ | ○ |
| 内田 要 | 社外取締役 | | | ◎ | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 金丸 祐子 | 社外取締役 | | | ◎ | | ○ | | ○ | ○ | ○ |

第3号議案 監査役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役三浦由布子氏は任期満了となり、監査役遠藤誠氏及び本間朝美氏は辞任されます。つきましては、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1



み う ら ゆ う こ

三浦由布子

1984年3月10日生 満40歳

再任

社外監査役

独立役員

所有する当社株式数

一株

略歴及び地位：

| | | | |
|----------|--|----------|------------------------------|
| 2005年12月 | 中央青山監査法人（現PwC Japan 有限責任監査法人）入所 | 2022年3月 | (株)モンスターラボホールディングス 社外監査役（現任） |
| 2008年5月 | 公認会計士登録 | 2022年6月 | (株)レーベンゼストック 監査役（現任） |
| 2012年2月 | ノバルティスファーマ(株)入社 | 2022年10月 | (株)タカラレーベン 監査役（現任） |
| 2019年6月 | (株)スタディスト 常勤監査役 | 2023年12月 | パシフィックコンサルタンツ(株) 社外監査役（現任） |
| 2019年6月 | 三浦由布子公認会計士事務所 開設 代表（現任） | | |
| 2020年6月 | 当社 常勤社外監査役（現任） | | |
| 2020年10月 | (株)日興タカラコーポレーション（現(株)レーベンホームビルド） 監査役（現任） | | |
| | (株)タカラレーベンリアルネット 監査役 | | |

【重要な兼職の状況】 (株)タカラレーベン 監査役
 (株)レーベンホームビルド 監査役（2024年5月24日退任予定）
 (株)レーベンゼストック 監査役
 (株)タカラレーベンリアルネット 監査役（2024年5月31日就任予定）
 (株)モンスターラボホールディングス 社外監査役
 パシフィックコンサルタンツ(株) 社外監査役

社外監査役候補者とした理由

三浦由布子氏は、公認会計士として、監査法人や事業会社に携っており、公認会計士として培われた高度な専門的知識を当社の監査に反映していただくため、引き続き社外監査役候補者としております。

候補者番号 2



きむら まさき
木村 正樹

1964年6月11日生 満60歳

新任

社外監査役

独立役員

所有する当社株式数

一株

略歴及び地位：

| | | | |
|----------|-------------------------------|----------|--|
| 1987年 4月 | (株)協和銀行 (現(株)りそな銀行) 入行 | 2021年 4月 | 同社 出向 執行役員業務部長 兼 IT戦略部担当 |
| 2006年 4月 | 同行 弘明寺支店 支店長 | | 兼 運用リスク管理部担当 |
| 2008年 4月 | (株)りそなホールディングス 内部監査部 監査員 | 2021年10月 | 同社 転籍 執行役員業務部長 兼 IT戦略部担当 |
| 2008年 7月 | 同社 内部監査部 上席監査員 | | 兼 運用リスク管理部担当 |
| 2011年 7月 | (株)りそな銀行 信託業務管理部 グループリーダー | 2024年 4月 | (株)りそな銀行 入行 (現任) りそなアセットマネジメント(株) 出向 顧問 (現任) |
| 2016年10月 | 同行 運用管理室 室長 | | |
| 2017年 4月 | 同行 信託管理室 室長 | | |
| 2020年 1月 | りそなアセットマネジメント(株) 出向 運用リスク管理部長 | | |

【重要な兼職の状況】 (株)りそな銀行 (2024年6月25日退職予定)
りそなアセットマネジメント(株) 出向 顧問 (2024年6月25日退任予定)

社外監査役候補者とした理由

木村正樹氏は、長年にわたり金融機関に携わり、豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役候補者としております。

候補者番号 3



わた なべ あき ひと

渡部 彰仁

1961年12月3日生 満62歳

新任

社外監査役

独立役員

所有する当社株式数

一株

略歴及び地位：

| | | | |
|----------|-----------------------|----------|---------------------------|
| 1984年 4月 | (株)商工組合中央金庫 入庫 | 2013年12月 | 同金庫 与信統括部 部長 |
| 2005年 7月 | 同金庫 福島支店 支店長 | 2015年 8月 | (株)商工中金経済研究所 常務執行役員 |
| 2007年 7月 | 同金庫 新潟支店 支店長 | 2019年 4月 | 商工中金リース(株) 常務執行役員 (現任) |
| 2010年 7月 | 同金庫 総務部 参事役 | | |
| 2011年 7月 | 同金庫 業務推進部 参事役 | | |
| 2012年 6月 | 同金庫 コンプライアンス統括室 室長 | | |

【重要な兼職の状況】 商工中金リース(株) 常務執行役員 (2024年5月31日退任予定)

社外監査役候補者とした理由

渡部彰仁氏は、長年にわたり金融機関に携わり、豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 本株主総会参考書類は、作成時点（2024年5月13日）の情報を記載しておりますが、各候補者の年齢については今回の株主総会最終時点の情報を、所有する当社株式の数については2024年3月31日時点の情報を記載しております。
2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 各候補者は、社外監査役候補者であります。なお三浦由布子氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、木村正樹氏及び渡部彰仁氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
4. 三浦由布子氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会最終の時をもって4年となります。
5. 当社は、三浦由布子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、木村正樹氏及び渡部彰仁氏が選任された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約のその他の内容につきましては、事業報告「役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであり、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、2025年3月に当該保険契約を同内容で更新予定であります。
7. 木村正樹氏は、当社の借入先である株式会社りそな銀行の勤務ですが、当社の借入金額に占める同行からの借入金額の割合（2024年3月31日時点）は約2.47%であります。そのため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
8. 渡部彰仁氏は、当社の借入先である株式会社商工組合中央金庫の与信統括部部長でありましたが、当社の借入金額に占める同行からの借入金額の割合（2024年3月31日時点）は約1.32%であり、また、同社の与信統括部部長を退任されてからすでに8年以上が経過しております。そのため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2023年6月23日開催の第51期定時株主総会において補欠監査役に選任された大坪正典氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

えん どう
遠藤
まこと
誠
1955年9月2日生 満68歳
独立役員 社外監査役

所有する当社株式数
一株

略歴及び地位：

| | | | |
|----------|--------------------------------|----------|---|
| 1978年4月 | 商工組合中央金庫 (現株式会社商工組合中央金庫) 入庫 | 2018年6月 | (株)レーベンゼストック 監査役 |
| 1999年7月 | 同金庫 久留米支店 支店長 | 2018年6月 | タカラアセットマネジメント(株) (現MIRARTHアセットマネジメント(株)) 監査役 |
| 2001年7月 | 同金庫 検査部 検査役 | 2022年5月 | (株)レーベントラスト 監査役(現任) |
| 2003年7月 | 同金庫 資金証券業務室 室長 | 2022年10月 | (株)タカラレーベン 監査役(現任) |
| 2004年3月 | 同金庫 市場業務室 室長 | 2023年1月 | タカラアセットマネジメント(株) (現MIRARTHアセットマネジメント(株)) 監査役(現任) |
| 2006年8月 | 同金庫 国際部 部長 | | |
| 2007年8月 | ポリマテック(株) 出向 | | |
| 2010年9月 | ポリマテック(株) 転籍 | | |
| 2011年10月 | 商工中金カード(株) 常務取締役 | | |
| 2018年6月 | 当社 常勤監査役(現任) | | |

【重要な兼職の状況】(株)タカラレーベン 監査役(2024年6月26日辞任予定)
(株)レーベントラスト 監査役(2024年6月26日辞任予定)
MIRARTHアセットマネジメント(株) 監査役(2024年6月26日辞任予定)
(株)レーベンホームビルド 監査役(2024年5月24日就任予定)

補欠社外監査役候補者とした理由

遠藤誠氏は、長年にわたり金融機関や事業会社に携わり、豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。

- (注) 1. 本株主総会参考書類は、作成時点(2024年5月13日)の情報を記載しておりますが、年齢については今回の株主総会最終時点の情報を、所有する当社株式の数については2024年3月31日時点の情報を記載しております。
2. 遠藤誠氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 遠藤誠氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 遠藤誠氏は現在、当社の社外監査役ですが、監査役としての在任期間は本総会最終の時をもって6年となります。なお、同氏は本総会最終時をもって監査役を辞任いたします。
5. 遠藤誠氏が監査役に就任した場合には、独立役員となる予定であります。
6. 遠藤誠氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約のその他の内容につきましては、事業報告「役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであり、遠藤誠氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、2025年3月に当該保険契約を同内容で更新予定であります。

以上

1 当社グループの現況

1. 当連結会計年度の事業の状況

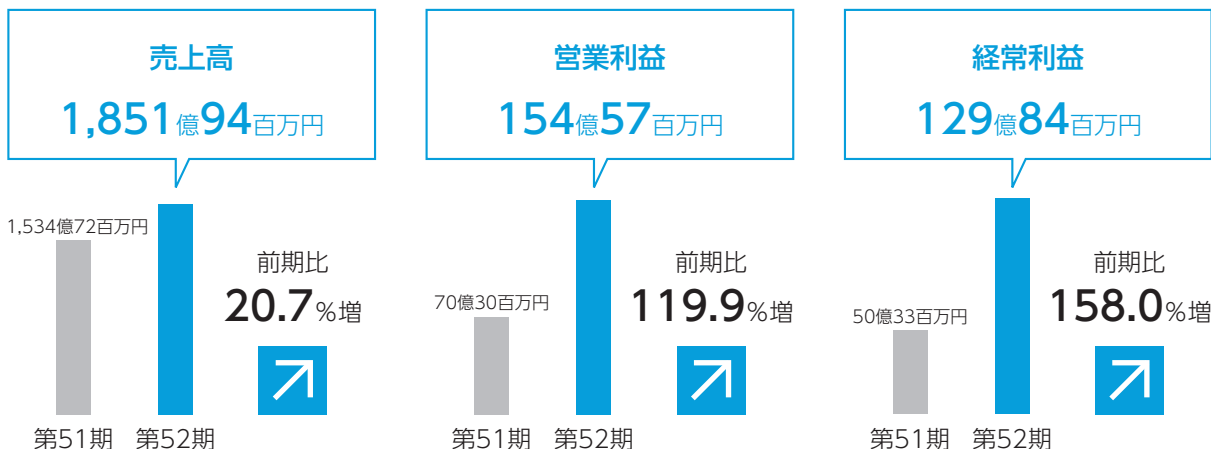
① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことにより社会活動の正常化が進み、個人消費の回復と雇用・所得環境が改善する下で緩やかな景気の回復が見られました。一方で、地政学リスクや欧米の金融政策に伴う長期金利上昇の影響、円安に伴う物価上昇や中東地域の緊張によるエネルギー資源の価格高騰などにより先行きの不透明感があり、引き続き注視が必要な状況です。

当社グループが属する不動産業界における事業環境は、新築分譲マンションにおいては、原材料高の影響などにより販売価格が上昇しているものの、依然として実需層の高い購買意欲は健在です。引き続き単身世帯や共働き世帯の増加、価値観の変化等によりエンドユーザーのライフスタイルが多様化しており、立地や生活利便性に対するニーズに加えコンパクトマンション需要が増加傾向にあります。一方、地方中核都市においては、コンパクトシティ化の流れもあり、引き続きアクティブシニア層を中心に高い需要があり、分譲マンション販売は堅調に推移しております。

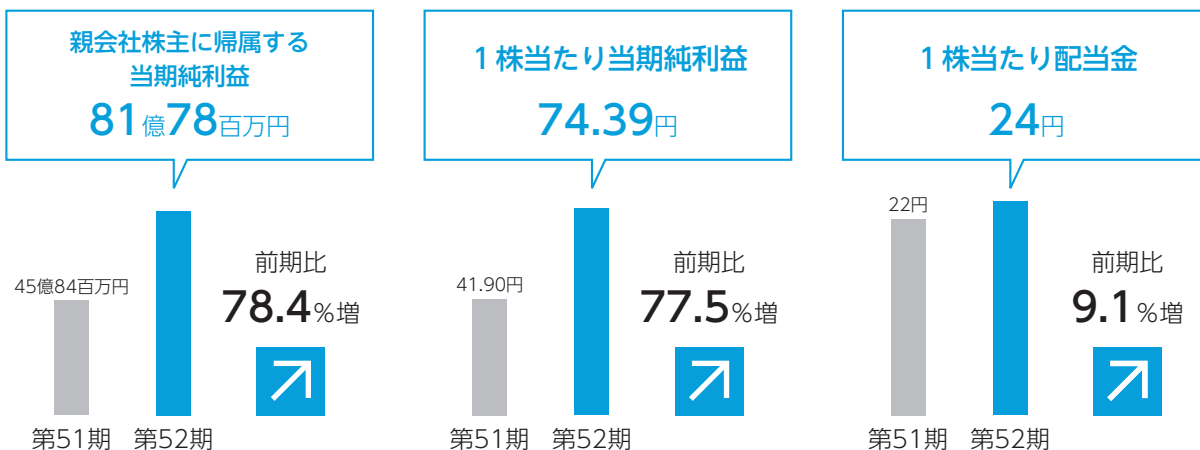
不動産経済研究所の調べによりますと、2023年の全国におけるマンション供給戸数は65,075戸と前年比で10.8%減少となりました。年間供給戸数が7万戸を下回るのは3年ぶりとなりましたが、2023年のマンション平均価格は5,911万円で7年連続の上昇となり、1973年調査開始以来の最高値を更新しております。

建築費動向を考慮しますと、新築分譲マンション市場は今後も、比較的良好な需給バランスの状態が続いていくものと考えております。そのような中、当社グループは2023年売主グループ別供給戸数ランキングで全国5位となり、不動産分譲市場において安定的に供給を行う役割を担っております。

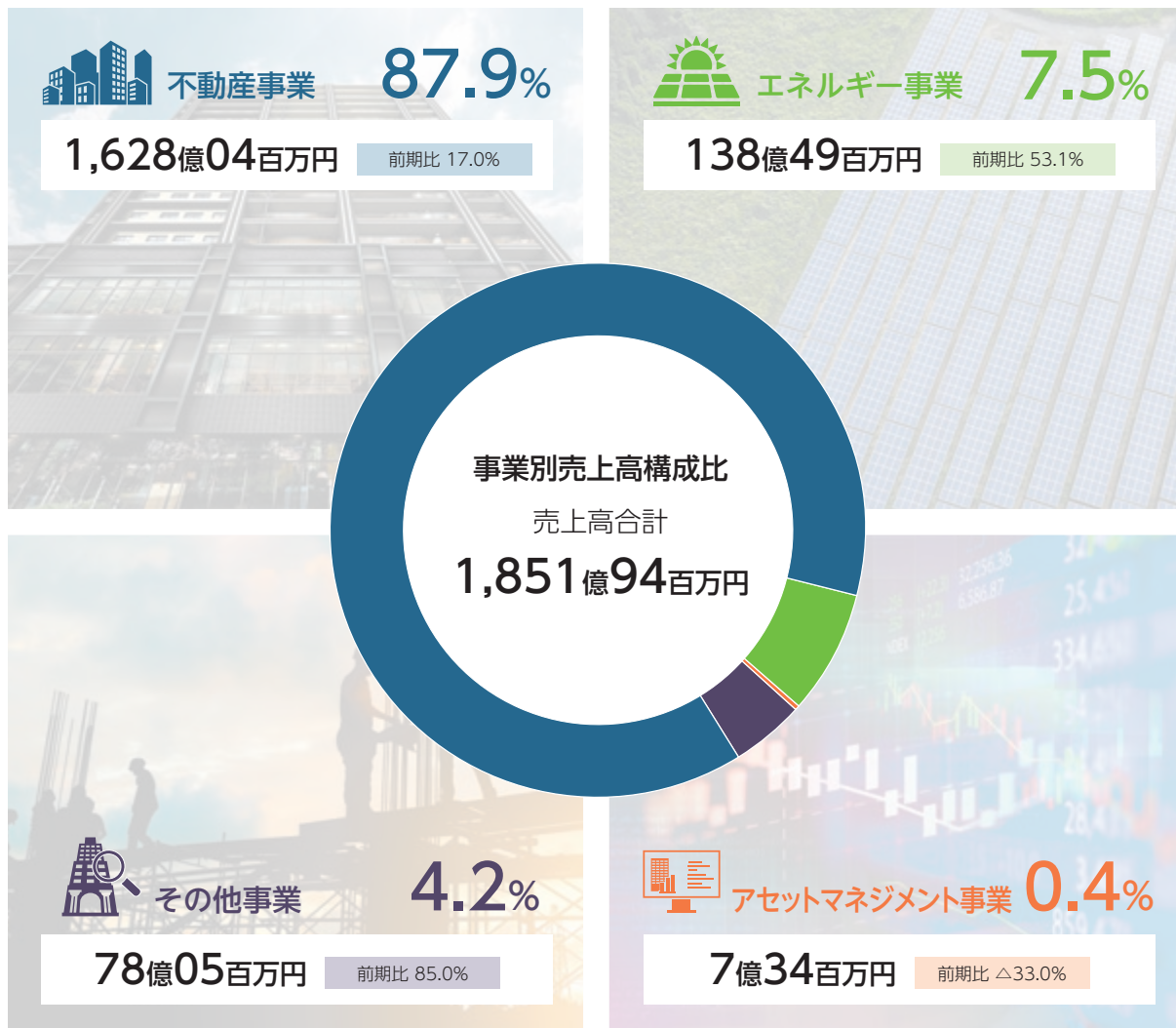


中期経営計画で掲げている「ESG（環境・社会・ガバナンス）への積極対応」の一環で2050年のカーボンニュートラル実現に向け、MIRARTHホールディングスグループの事業活動に伴う温室効果ガス排出量を新たにScope3を追加して、2030年度までに45%削減（2022年度比）、2050年度までにネットゼロとする目標を2024年3月に改訂いたしました。引き続き、太陽光発電施設の開発やオペレーションを通して、環境改善・エネルギー自給率向上・遊休地の活用をはじめとした地域活性化に貢献していくとともに、風力発電やバイオマス発電事業への取り組み等、カーボンニュートラルの実現に向けて更なる再生可能エネルギーの供給に取り組んでまいります。

当連結会計年度の経営成績は、売上高185,194百万円（前年同期比20.7%増）、営業利益15,457百万円（前年同期比119.9%増）、経常利益12,984百万円（前年同期比158.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益8,178百万円（前年同期比78.4%増）となっております。



事業別の概況は、次のとおりであります。

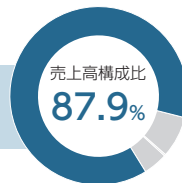




主要な事業内容

マンションブランド「レーベン」「ネベル」シリーズの開発・企画・販売を手がける新築分譲マンション事業を行っております。

 不動産事業



売上高

1,628億04百万円

前期比 17.0%増 

売上総利益

356億08百万円

前期比 18.9%増 

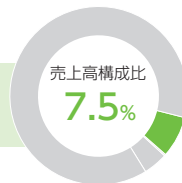
新築分譲マンション、流動化、新築戸建分譲、リニューアル再販、不動産賃貸、不動産管理、不動産その他等により、当事業売上高は162,804百万円（前期比17.0%増）となっております。



主要な事業内容

再生可能エネルギーを活用した発電事業を行っております。

 エネルギー事業



売上高

138億49百万円

前期比 53.1%増 

売上総利益

43億61百万円

前期比 427.6%増 

稼働済み発電施設の売却収入及びその他発電施設の売電収入により、当事業売上高は13,849百万円（前期比53.1%増）となっております。



主要な事業内容

幅広い投資家の皆様への優良な投資機会と堅実な資産管理サービスを行っております。

 **アセットマネジメント事業**

売上高構成比
0.4%

売上高

7億34百万円

前期比 △33.0%減 ▼

売上総利益

5億94百万円

前期比 △38.2%減 ▼

運用報酬については順調に推移しているものの、前連結会計年度にタカラレーベン・インフラ投資法人を連結子会社化したことに伴い、発電施設の取得報酬が減少したため、当事業売上高は734百万円（前期比33.0%減）となっております。



主要な事業内容

品質管理体制、環境負荷の低減にも配慮した建設事業やオリジナルブランド「HOTEL THE LEBEN」を展開するホテル運営事業などを行っております。

 **その他事業**

売上高構成比
4.2%

売上高

78億05百万円

前期比 85.0%増 ▲

売上総利益

25百万円

前期比 -

建設事業やホテル運営事業等により、当事業売上高は7,805百万円（前期比85.0%増）となっております。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は26,641百万円であり、主なものは、事業用資産の取得26,221百万円、その他420百万円等であります。

③ 資金調達の状況

当社グループのコア事業であります新築分譲マンションについては、開発期間にわたり金融機関からの借入により資金調達を行っております。

なお、資金調達の安定性と機動性を確保するため、金融機関63社との間で84,333百万円のコミットメント・ライン契約及び当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末現在53,894百万円を調達しております。

2. 財産及び損益の状況

(百万円)

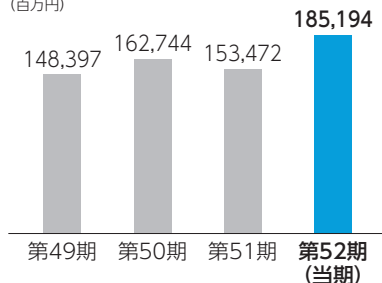
| 区分 | 第49期 2021年3月期 | 第50期 2022年3月期 | 第51期 2023年3月期 | 第52期 (当連結会計年度) 2024年3月期 |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高 | 148,397 | 162,744 | 153,472 | 185,194 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 4,693 | 6,215 | 4,584 | 8,178 |
| 1株当たり当期純利益 | 43.22円 | 57.10円 | 41.90円 | 74.39円 |
| 総資産 | 204,315 | 223,473 | 341,669 | 337,447 |
| 純資産 | 54,632 | 59,601 | 65,142 | 71,669 |
| 1株当たり純資産額 | 498.78円 | 542.04円 | 558.95円 | 596.90円 |

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。

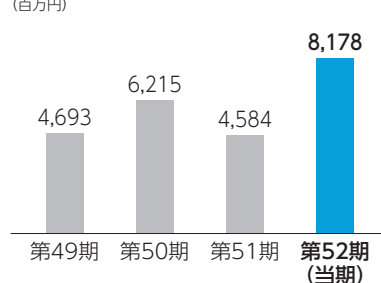
売上高

(百万円)



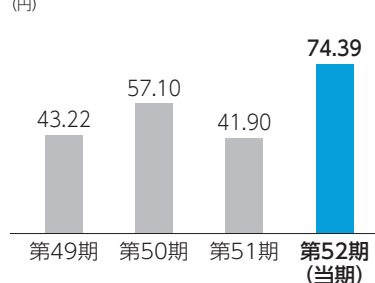
親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



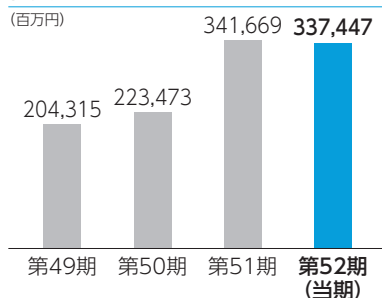
1株当たり当期純利益

(円)



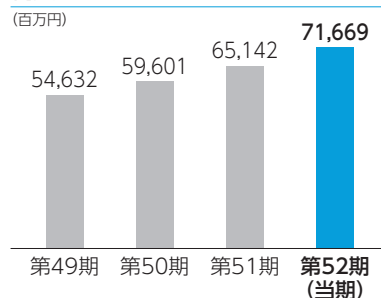
総資産

(百万円)



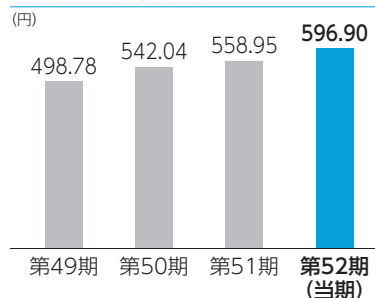
純資産

(百万円)



1株当たり純資産額

(円)



3. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は親会社を有していないため、該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|----------------------------------|----------|----------|--------------|
| 株式会社タカラレーベン | 400百万円 | 100% | 不動産販売事業 |
| 株式会社レーベンコミュニティ | 60百万円 | 100% | 不動産管理事業 |
| 株式会社レーベンホームビルド | 200百万円 | 100% | 不動産販売事業 |
| 株式会社タカラレーベンリアルネット | 30百万円 | 100% | 不動産流通事業 |
| 株式会社レーベンゼストック | 490百万円 | 100% | 不動産買取再販業 |
| 株式会社レーベントラスト | 60百万円 | 100% | 賃貸管理事業 |
| Takara Leben (Thailand) Co.,Ltd. | 60百万THB | 100% | 不動産事業に対する投資業 |
| 株式会社レーベンクリーンエナジー | 2,155百万円 | 100% | 再生可能エネルギー事業 |
| タカラアセットマネジメント株式会社 | 250百万円 | 100% | 投資運用業 |
| MIRARTH不動産投資顧問株式会社 | 50百万円 | 90% | 投資運用業 |

- (注) 1. 株式会社レーベンゼストックは、2024年3月19日付で増資を行い、資本金が増加しております。
2. 株式会社レーベンクリーンエナジーは、2024年3月19日付で増資を行い、資本金が増加しております。また、2024年4月1日付でMIRARTHエナジーソリューションズ株式会社に社名を変更しております。
3. タカラアセットマネジメント株式会社は、2024年4月1日付でMIRARTHアセットマネジメント株式会社に社名を変更しております。
4. 当社は、2024年3月29日付でタカラPAG不動産投資顧問株式会社の株式を追加取得しております。また、同日付でMIRARTH不動産投資顧問株式会社に社名を変更しております。

4. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、少子高齢化の進行、地方都市の過疎化、建築費の高騰や金利の先行き不透明さなど、様々な要因により急速な変化の中にあります。これらの変化に柔軟かつ早急に対応し、企業価値の最大化を目指すと共に、パーパスである「サステナブルな環境をデザインする力で、人と地球の未来を幸せにする。」を具現化してまいります。

具体的な当社グループの対処すべき課題は、以下の通りです。

・不動産市況に対する対応

当社グループのコア事業であります新築分譲マンション事業は、販売価格の高騰、金利動向やマンションの需給バランスなど、様々な外的環境により変化が比較的大きい業態ではありますが、そのような中で、当社は投資用ではなく、安定的な需要がある実需に向けた商品開発・供給に一貫して拘ることで、外部環境に左右されにくい体質の構築を継続して進めております。また、首都圏では人口の流入、地方都市では人口の流出というマーケットが二極化する中で、当社は首都圏においては利便性の高い駅近好立地での供給、地方都市では中心市街地におけるコンパクトシティ化の推進を行い、顧客ニーズに合った商品展開と各都市の活性化に貢献しております。

流動化事業は、新築分譲マンション事業よりも外的環境の影響に左右されやすい傾向がありますが、全体のポートフォリオバランスを意識しながら需要の底堅いレジデンスの開発・取得に注力することで、安全性の向上を図ってまいります。

・ESG対応の積極化

当社グループでは、「脱炭素社会の実現」「サステナブルな街づくり」「Well-beingの向上」「ガバナンスの強化」の4つをサステナビリティ重要テーマに掲げ、それぞれに対応する重要課題を10個特定し、この課題解決に向けた取り組みを推進してまいります。

E：環境については、地球温暖化の影響に伴う気候変動や激甚化する災害への対応として、温室効果ガスの排出削減、再生可能エネルギーの活用など、脱炭素社会の実現に向けた環境への取り組みが求められております。そのような中、カーボンニュートラル実現に向け、グループ全体の温室効果ガス排出量削減の中長期目標を設定いたしました。当社グループは、マンションのZEH化推進や、かねてより行っている再生可能エネルギー発電所開発のほか、発電事業者と電力の需要家が直接契約を締結するPPA（電力販売契約）モデルを積極的に推進するなど、脱炭素社会の実現に貢献してまいります。S：社会については新築分譲マンションなどの住まいの供給を通じて地域を活性化し、サステナブルな街づくりを推進してまいります。G：ガバナンスについては指名、報酬、コンプライアンス、リスクマネジメント委員会などの各種委員会の設置や、公益通報窓口の整備、適切な運用等により、コンプライアンスの徹底、コーポレートガバナンスの強化、リスク管理体制の強化および内部統制システムの整備を図り、ガバナンスの強化に取り組んでおります。

・財務基盤の強化

当社グループは、事業用地や収益不動産の取得について、原則、金融機関等からの借入金により賅っております。不動産、エネルギー、アセットマネジメントなど事業の拡大により、有利子負債が増加しましたが、資金調達手法の多様化を推進し、財務基盤の強化を図ってまいります。ストックビジネスを強化しEBITDAを拡大するとともに、引き続き財務の安定性を注視しつつ、自己資本比率の向上と、有利子負債比率の低減に努めてまいります。

・人材確保及び人材育成

当社グループは、事業領域や事業エリアの拡大に伴い、必要となる人員が増加してきております。新卒、中途採用を更に積極化させるとともに、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンに取り組むことで優秀な人材確保に努めてまいります。また、強固な組織体制構築のため、階層別研修の実施や適正な評価、報酬制度の構築など、人的資本への積極的な投資を引き続き行ってまいります。また、リモートワーク環境の整備や地域限定社員制度の導入など働き方改革を推進することで、従業員の幸福度を高めると共に企業価値を向上させてまいります。

・DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

近年の急激なデジタル化の流れを受けて従来のサービスのみならず、お客様の利便性や企業価値向上に直結するデジタルソリューションの活用拡大が、競争優位性を維持するために必要と考えております。当社グループでは、市場ニーズに適時応えることができるよう、費用対効果を見極めながら、積極的なITへの投資を行い、デジタル技術に対するリテラシー向上と、イノベーションを実現する思考を持った人材育成を図ることにより、デジタル技術を活用したDXの推進と共にバリューチェーンの革新を進めてまいります。

5. 主要な営業所（2024年3月31日現在）

| 名称 | 所在地 |
|----------------------------------|---|
| MIRARTHホールディングス株式会社 | 本社（東京都千代田区）、北関東支店（埼玉県さいたま市大宮区） |
| 株式会社タカラレーベン | 本社（東京都千代田区）、九州・四国支店（福岡県福岡市中央区）、東北支店（宮城県仙台市）、関西支店（大阪府大阪市中央区）、松山支店（愛媛県松山市）、北関東支店（埼玉県さいたま市大宮区） |
| 株式会社レーベンコミュニティ | 本社（東京都千代田区） |
| 株式会社レーベンホームビルド | 本社（神奈川県横浜市）、東京支店（東京都中央区） |
| 株式会社タカラレーベンリアルネット | 本社（東京都中央区） |
| 株式会社レーベンゼストック | 本社（東京都千代田区） |
| 株式会社レーベントラスト | 本社（神奈川県横浜市）、東京支店（東京都豊島区） |
| Takara Leben (Thailand) Co.,Ltd. | 本社（タイ王国バンコク都） |
| 株式会社レーベנקリーンエナジー | 本社（東京都新宿区） |
| タカラアセットマネジメント株式会社 | 本社（東京都千代田区） |
| MIRARTH不動産投資顧問株式会社 | 本社（東京都港区） |

6. 使用人の状況（2024年3月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|-------------|
| 1,377（110）名 | 84名増（6名増） |

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 38（1）名 | 29名増（1名増） | 38.1歳 | 1.4年 |

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

7. 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 62,833百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 7,245 |
| 株式会社あおぞら銀行 | 6,452 |
| 株式会社静岡銀行 | 5,975 |
| 株式会社武蔵野銀行 | 5,836 |
| 朝日信用金庫 | 5,614 |
| 株式会社りそな銀行 | 4,949 |
| 株式会社みずほ銀行 | 4,820 |

8. その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数

248,000,000株

2. 発行済株式の総数

110,097,293株 (自己株式10,902,707株を除く)

3. 株主数

58,520名

4. 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|------------------------------------|-------------|--------|
| 一般社団法人村山財産管理 | 25,633,600株 | 23.28% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 11,141,400株 | 10.12% |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 2,975,600株 | 2.70% |
| モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 | 2,163,696株 | 1.97% |
| 有限会社村山企画 | 2,000,000株 | 1.82% |
| ルーデン・ホールディングス株式会社 | 1,724,500株 | 1.57% |
| JPモルガン証券株式会社 | 1,527,321株 | 1.39% |
| MIRARTHホールディングス取引先持株会 | 1,452,000株 | 1.32% |
| 株式会社三井住友銀行 | 1,184,000株 | 1.08% |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 1,175,546株 | 1.07% |

(注) 1. 当社は、自己株式10,902,707株を保有しておりますが、上記大株主からは控除しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項 (2024年3月31日現在)

1. 取締役及び監査役の状況

| 会社における地位 | 氏名 | | | | 担当及び重要な兼職の状況 | |
|----------|---------|---------|---------|----------|--|---|
| 代表取締役 | しま 島 | だ 田 | かず 和 | いち 一 | グループCEO兼グループCOO兼社長執行役員 (株)タカラレーベン 代表取締役 兼 CEO 兼 社長執行役員 | |
| 取締役 | やま 山 | もと 本 | | まさし 昌 | グループCFO兼常務執行役員(グループ財務部・グループ経理部・グループ経営企画部管掌) (株)タカラレーベン 取締役 兼 CFO 兼 常務執行役員 経営企画本部長 | |
| 取締役 | かわ 川 | だ 田 | けん 憲 | じ 治 | TMA KAWADA OFFICE 代表 P E & H R(株) 社外取締役 コニシ(株) 社外取締役 (監査等委員) (株)METRIKA 取締役 | |
| 取締役 | つじ 辻 | | ち 千 | あき 晶 | (株)ヨロズ 社外取締役 (監査等委員) 法律事務所キノール東京 パートナー弁護士 森六ホールディングス(株) 社外監査役 | |
| 取締役 | やま 山 | ひら 平 | けい 恵 | こ 子 | 上新電機(株) 社外取締役 品川リファクトリーズ(株) 社外取締役 | |
| 取締役 | やま 山 | ぎし 岸 | なお 直 | ひと 人 | (一社) 全国道路標識・標示業協会 専務理事 (一社) UTMS協会 監事 (非常勤) | |
| 常勤監査役 | えん 遠 | どう 藤 | | まこと 誠 | (株)タカラレーベン 監査役 (株)レーベントラスト 監査役 タカラアセットマネジメント(株) 監査役 | |
| 常勤監査役 | み 三 | うら 浦 | ゆ 由 | う 布 | こ 子 | (株)タカラレーベン 監査役 (株)レーベンホームビルド 監査役 (株)レーベンゼストック 監査役 (株)モンスターラボホールディングス 社外監査役 パシフィックコンサルタンツ(株) 社外監査役 |
| 非常勤監査役 | ほん 本 | ま 間 | あさ 朝 | み 美 | (株)タカラレーベン 監査役 (株)タカラレーベンリアルネット 監査役 (株)レーベンコミュニティ 監査役 | |

- (注) 1. 取締役川田憲治氏、取締役辻千晶氏、取締役山平恵子氏及び取締役山岸直人氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査役遠藤誠氏、常勤監査役三浦由布子氏及び非常勤監査役本間朝美氏は社外監査役であります。
3. 常勤監査役遠藤誠氏及び非常勤監査役本間朝美氏はいずれも長年にわたり金融機関において業務に従事した経歴を持ち、また常勤監査役三浦由布子氏は公認会計士の資格と経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当社は、川田憲治氏、辻千晶氏、山平恵子氏、山岸直人氏、遠藤誠氏、三浦由布子氏及び本間朝美氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2024年4月1日付でタカラアセットマネジメント株式会社は、M I R A R T Hアセットマネジメント株式会社に商号変更しました。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

| 氏名 | 異動前 | 異動後 | 変更年月日 |
|--------|--|--|-------------|
| 山本 昌 | 取締役 兼 グループC F O 兼 常務執行役員 経営企画本部長 (株)タカラレーベン 取締役 兼 C F O 兼 常務執行役員 経営企画本部長 | 取締役 兼 グループC F O 兼 常務執行役員 (グループ財務部・グループ 経理部・グループ経営企画部管掌) (株)タカラレーベン 取締役 兼 C F O 兼 常務執行役員 経営企画本部長 | 2023年4月1日 |
| 山岸 直人 | 取締役 (一社) 全国道路標識・標示業協会 参与 | 取締役 (一社) 全国道路標識・標示業協会 専務理事 | 2023年5月31日 |
| | 取締役 (一社) 全国道路標識・標示業協会 専務理事 | 取締役 (一社) 全国道路標識・標示業協会 専務理事 (一社) U T M S 協会 監事 (非常勤) | 2023年6月5日 |
| 三浦 由布子 | 常勤監査役 (株)タカラレーベン 監査役 (株)レーベンホームビルド 監査役 (株)レーベンゼストック 監査役 (株)モンスターラボホールディングス 社外監査役 | 常勤監査役 (株)タカラレーベン 監査役 (株)レーベンホームビルド 監査役 (株)レーベンゼストック 監査役 (株)モンスターラボホールディングス 社外監査役 パシフィックコンサルタンツ(株) 社外監査役 | 2023年12月22日 |
| 本間 朝美 | 非常勤監査役 (株)タカラレーベン 監査役 (株)タカラレーベンリアルネット 監査役 | 非常勤監査役 (株)タカラレーベン 監査役 (株)タカラレーベンリアルネット 監査役 (株)レーベンコミュニティ 監査役 | 2023年6月22日 |

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社子会社（M I R A R T H不動産投資顧問(株)を除きます。）におけるすべての取締役、監査役、執行役員及び管理監督・指揮命令を行う従業員を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、株主代表訴訟及び第三者訴訟を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。
- ・被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、役員等の犯罪行為・不正行為等に起因する損害については、填補の対象外としております。

4. 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 区分 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | | | 支給人員 |
|------------------|-------------------|-------------------|--------------|--------------|-------|------------|
| | | 基本報酬 | ストックオプション | 賞与 | 退職慰労金 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 272百万円 (42百万円) | 170百万円 (42百万円) | 60百万円 (-) | 41百万円 (-) | - | 6名 (4名) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 20百万円 (20百万円) | 20百万円 (20百万円) | - | - | - | 2名 (2名) |
| 合計 (うち社外役員) | 293百万円 (63百万円) | 191百万円 (63百万円) | 60百万円 (-) | 41百万円 (-) | - | 8名 (6名) |

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. スtockオプションは、割当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額であり、支給人員は取締役2名であります。

② 非金銭報酬等の内容

当社の非金銭報酬については株式報酬型ストックオプションとし、当該期における業績目標やE S G目標等の達成度合に応じて支給・不支給を決定するものとします。なお、具体的な支給額又は支給数については、各業務執行取締役の個別の評価により決定します。その目標となる業績等の指標は毎年設定し、環境の変化に応じて適宜見直しを行うものとします。

株式報酬型ストックオプションは、一定期間後行使可能なA種ストックオプションと、退職時行使可能なB種ストックオプションであります。

③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

当事業年において、社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から、役員として受けた報酬等の総額は10百万円であります。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項

取締役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第45期定時株主総会において定款で定める取締役の員数（15名以内）に対し年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は3名）であります。また別枠で、2021年6月25日開催の第49期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額600百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は8名であります。

監査役の報酬限度額は、1999年7月16日開催の臨時株主総会において定款で定める監査役の員数（5名以内）に対し年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）であります。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 決定方針の決定方法

決定方針は、報酬諮問委員会において審議・承認し、報酬諮問委員会の承認内容を尊重して、取締役会が決定しております。当社は2023年12月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

ロ. 決定方針の内容の概要

a. 基本方針

当社は、役員の報酬等の額の決定に際しては、株主総会で決議された範囲内で、業績や潜在的リスク、グループ経営に対する責任度合い、中期経営計画の進捗度合い等を総合的に考慮したうえで、任意の諮問機関である報酬諮問委員会の諮問に基づき決定するものとし、業務執行取締役については報酬の一定割合を業績や各取締役の貢献度と連動させることで、持続的な成長へ向けたインセンティブとして機能するように設定し、健全かつ効率的で安定した継続企業へと結びつけるものとします。

業務執行取締役の役員報酬に関する具体的な基本方針の内容は、次のとおりとします。

- ・当社企業価値の向上に資するものであること。
- ・優秀な人材を確保、維持できる金額水準と設計であること。
- ・当社の中長期経営戦略を反映する設計であり、それを動機づけるものであること。
- ・株主や社員をはじめとしたステークホルダーに対して透明性、公正性及び合理性を備えており、これを担保する適切なプロセスを経て決定されること。
- ・基本報酬に加え、個人評価連動及び業績連動を導入して設計された報酬体系に基づき決定されること。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、役位、職責に応じて業界水準や他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案し作成された基本報酬テーブルに基づき、これを12月で等分にしたものが月例報酬として支給されます。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の計算方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬以外の報酬については、現金賞与、及び株式報酬型ストックオプションとし、当該期における業績目標やE S G目標等の達成度合に応じて支給・不支給を決定するものとします。また合わせて、事業年度毎に次の5つの評価項目（『P.C.F.P.A.』評価）をそれぞれ達成度合いに応じて5段階で評価し、任意の諮問委員会である報酬諮問委員会の諮問を受けて決定します。

- ・業績（Performance）・・・自部門の業績
- ・コンプライアンス（Compliance）・・・法令順守、モラル等
- ・先見性（Foresight）・・・状況把握・分析能力、事業計画立案能力
- ・体力（Physical）・・・事業推進能力
- ・親和性（Affinity）・・・関係構築能力

なお、具体的な支給額又は支給数については、各業務執行取締役の個別の評価により決定しますが、現金賞与については、当社の当該期の業績目標が未達であっても、各業務執行取締役の管掌する部門における目標達成状況等に応じて支給することができるものとします。その目標となる業績等の指標は毎年設定し、環境の変化に応じて適宜見直しを行うものとします。

株式報酬型ストックオプションにおいては、一定期間後行使可能なA種ストックオプションと、退職時行使可能なB種ストックオプションとします。

- d. 基本報酬額・業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬の割合については、原則として、「取締役基本報酬：現金賞与：A種ストックオプション：B種ストックオプション＝5：2：2：1」とします。

個別報酬額の決定は諮問機関である報酬諮問委員会にて決定します。報酬諮問委員会 は、その支払い総額を、都度取締役会にて報告します。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項及び当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個別報酬額については、株主総会の決議により決定された報酬の総額の範囲内で、取締役会において決議された取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、取締役会の決議により授権された報酬諮問委員会で決定しております。取締役の個別報酬額の決定権限を報酬諮問委員会に委任した理由は、報酬の決定についての透明性及び説明責任を強化するためです。

上記のとおり、取締役の個別報酬額については、報酬諮問委員会で決定し、その支払い総額を取締役に報告する措置を講じており、これらの手続きを経て取締役の個別報酬額が決定されていることから、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当事業年度における報酬諮問委員会の各構成員については次のとおりであります。

| | | | |
|-----|--|----|-------------|
| 委員長 | 山平恵子（社外取締役） | 委員 | 川田憲治（社外取締役） |
| 委員 | 辻 千晶（社外取締役） | 委員 | 山岸直人（社外取締役） |
| 委員 | 島田和一（代表取締役 兼 グループCEO 兼 グループCOO 兼 社長執行役員） | | |

5. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

| 区分 | 氏名 | 兼職先 | 兼職の内容 | 当該他の法人等との関係 |
|-----|-------|--------------------|------------------|----------------------|
| 取締役 | 川田 憲治 | TMA KAWADA OFFICE | 代表 | 当社との間には、特別の関係はありません。 |
| | | PE & HR(株) | 社外取締役 | 当社との間には、特別の関係はありません。 |
| | | コニシ(株) | 社外取締役 (監査等委員) | 当社との間には、特別の関係はありません。 |
| | | (株)METRIKA | 取締役 | 当社との間には、特別の関係はありません。 |
| 取締役 | 辻 千晶 | (株)ヨロズ | 社外取締役 (監査等委員) | 当社との間には、特別な関係はありません。 |
| | | 法律事務所キノール東京 | パートナー弁護士 | 当社との間には、特別な関係はありません。 |
| | | 森六ホールディングス(株) | 社外監査役 | 当社との間には、特別な関係はありません。 |
| 取締役 | 山平 恵子 | 上新電機(株) | 社外取締役 | 当社との間には、特別な関係はありません。 |
| | | 品川リフラクトリーズ(株) | 社外取締役 | 当社との間には、特別な関係はありません。 |
| 取締役 | 山岸 直人 | (一社) 全国道路標識・標示業協会 | 専務理事 | 当社との間には、特別な関係はありません。 |
| | | (一社) UTMS協会 | 監事 (非常勤) | 当社との間には、特別な関係はありません。 |
| 監査役 | 遠藤 誠 | (株)タカラレーベン | 監査役 | 当社の子会社であります。 |
| | | (株)レーベントラスト | | 当社の子会社であります。 |
| | | タカラアセットマネジメント(株) | | 当社の子会社であります。 |
| 監査役 | 三浦由布子 | (株)タカラレーベン | 監査役 | 当社の子会社であります。 |
| | | (株)レーベンホームビルド | | 当社の子会社であります。 |
| | | (株)レーベンゼストック | | 当社の子会社であります。 |
| | | (株)モンスターラボホールディングス | 社外監査役 | 当社との間には、特別の関係はありません。 |
| | | パシフィックコンサルタンツ(株) | 社外監査役 | 当社との間には、特別の関係はありません。 |

| 区分 | 氏名 | 兼職先 | 兼職の内容 | 当該他の法人等との関係 |
|-----|-------|------------------|-------|--------------|
| 監査役 | 本間 朝美 | (株)タカラレーベン | 監査役 | 当社の子会社であります。 |
| | | (株)タカラレーベンリアルネット | | 当社の子会社であります。 |
| | | (株)レーベンコミュニティ | | 当社の子会社であります。 |

(注) 2024年4月1日付でタカラアセットマネジメント株式会社は、M I R A R T Hアセットマネジメント株式会社に商号変更しました。

- ② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係**
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 取締役会 出席状況 (出席率) | 監査役会 出席状況 (出席率) | 主な活動状況 |
|-----|-------|-----------------------|-----------------------|---|
| 取締役 | 川田 憲治 | 16/16回 (100%) | — | 社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。具体的には、当社グループの経営の方針・経営戦略について、企業経営・経営コンサルティングの視点から、取締役の業務執行の適切な評価と監督機能を果たすため、取締役会機能向上への助言を行いました。また、指名諮問委員会委員長として取締役の選解任基準となる評価制度構築への助言、報酬諮問委員会委員として取締役報酬の透明性を高めるための報酬決定方式についての助言を行う等、経営監視機能を十分に果たしました。 |
| 取締役 | 辻 千晶 | 16/16回 (100%) | — | 社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。具体的には、当社グループの経営の方針・経営戦略について、弁護士としての専門知識、ダイバーシティ等の視点に基づき指摘・助言等を行いました。また、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務め、取締役の報酬・選解任の決定を通じた業務執行の適切な評価と監督等の職務を遂行する等、経営監視機能を十分に果たしました。 |
| 取締役 | 山平 恵子 | 16/16回 (100%) | — | 社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。具体的には、企業経営、ダイバーシティ等幅広い視点から、当社グループの経営の方針・経営戦略について、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るための助言及び当社のガバナンスにおける助言、監督を行いました。また、報酬諮問委員会委員長及び指名諮問委員会委員として公正で透明な委員会運営を主導し、取締役の報酬・役員人事等の取締役への答申、及び当社役員の評価・監督等の職務を遂行する等、経営監視機能を十分に果たしました。 |
| 取締役 | 山岸 直人 | 16/16回 (100%) | — | 社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。具体的には、当社グループの経営の方針・経営戦略について、警察庁及び建設省（現国土交通省）等での経験や警察本部等での職務執行経験を基にした見識と専門知識に基づき指摘・助言等を行いました。また、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務め、取締役の報酬・人事評価等の取締役への答申を行う等、経営監視機能を十分に果たしました。 |
| 監査役 | 遠藤 誠 | 16/16回 (100%) | 12/12回 (100%) | 取締役会においては、社外監査役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。 |
| 監査役 | 三浦由布子 | 16/16回 (100%) | 12/12回 (100%) | 取締役会においては、社外監査役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。 |
| 監査役 | 本間 朝美 | 16/16回 (100%) | 12/12回 (100%) | 取締役会においては、社外監査役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。 |

4 会計監査人の状況

1. 名称

太陽有限責任監査法人

2. 報酬等の額

| | 支払額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 34百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 73百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額となります。

6. 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

イ 処分対象

太陽有限責任監査法人

ロ 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月

(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)

- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

- ・ 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3ヶ月

(2024年1月1日から同年3月31日まで)

ハ 処分の理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

単位：百万円

| 科目 | 金額 |
|-----------------|----------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 191,937 |
| 現金及び預金 | 42,740 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 8,335 |
| 販売用不動産 | 47,381 |
| 販売用発電施設 | 65 |
| 仕掛販売用不動産 | 76,598 |
| 未成工事支出金 | 40 |
| その他 | 17,053 |
| 貸倒引当金 | △277 |
| 固定資産 | 145,441 |
| 有形固定資産 | 117,759 |
| 建物及び構築物 | 27,755 |
| 機械装置及び運搬具 | 52,453 |
| 工具、器具及び備品 | 299 |
| 土地 | 33,759 |
| リース資産 | 226 |
| 建設仮勘定 | 3,264 |
| 無形固定資産 | 8,063 |
| のれん | 3,420 |
| その他 | 4,643 |
| 投資その他の資産 | 19,619 |
| 投資有価証券 | 2,597 |
| 長期貸付金 | 200 |
| 繰延税金資産 | 4,258 |
| その他 | 12,563 |
| 貸倒引当金 | △0 |
| 繰延資産 | 68 |
| 資産合計 | 337,447 |

| 科目 | 金額 |
|--------------------|----------------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | 122,537 |
| 支払手形及び買掛金 | 27,119 |
| 短期借入金 | 25,621 |
| 1年内償還予定の社債 | 2,806 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 44,102 |
| リース債務 | 34 |
| 未払法人税等 | 3,571 |
| 前受金 | 9,167 |
| 賞与引当金 | 850 |
| 完成工事補償引当金 | 614 |
| その他 | 8,648 |
| 固定負債 | 143,240 |
| 長期借入金 | 130,673 |
| 社債 | 7,008 |
| リース債務 | 214 |
| 役員退職慰労引当金 | 100 |
| 退職給付に係る負債 | 1,314 |
| 資産除去債務 | 200 |
| 繰延税金負債 | 2,489 |
| その他 | 1,239 |
| 負債合計 | 265,778 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | 65,643 |
| 資本金 | 4,819 |
| 資本剰余金 | 3,375 |
| 利益剰余金 | 61,514 |
| 自己株式 | △4,066 |
| その他の包括利益累計額 | 73 |
| その他有価証券評価差額金 | 127 |
| 為替換算調整勘定 | △36 |
| 退職給付に係る調整累計額 | △17 |
| 新株予約権 | 277 |
| 非支配株主持分 | 5,674 |
| 純資産合計 | 71,669 |
| 負債純資産合計 | 337,447 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

単位：百万円

| 科 目 | 金 額 | |
|----------------------|-------|---------|
| 売上高 | | 185,194 |
| 売上原価 | | 144,603 |
| 売上総利益 | | 40,590 |
| 販売費及び一般管理費 | | 25,133 |
| 営業利益 | | 15,457 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 34 | |
| 受取配当金 | 174 | |
| 受取手数料 | 122 | |
| 受取保険金 | 228 | |
| 持分法による投資利益 | 238 | |
| 雑収入 | 395 | 1,193 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 2,795 | |
| アレンジメントフィー | 646 | |
| 雑損失 | 223 | 3,666 |
| 経常利益 | | 12,984 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 145 | |
| 関係会社株式売却益 | 563 | 709 |
| 特別損失 | | |
| 減損損失 | 508 | |
| 事務所移転費用 | 31 | |
| 関係会社株式売却損 | 14 | 554 |
| 匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益 | | 13,139 |
| 匿名組合損益分配額 | 147 | 147 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 12,991 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,470 | |
| 法人税等調整額 | 244 | 4,714 |
| 当期純利益 | | 8,276 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 98 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 8,178 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

単位：百万円

| 科目 | 金額 |
|-----------------|----------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 83,220 |
| 現金及び預金 | 16,689 |
| 売掛金 | 2,676 |
| 未収入金 | 676 |
| 販売用不動産 | 14,153 |
| 仕掛販売用不動産 | 31,949 |
| 前渡金 | 2,380 |
| 前払費用 | 620 |
| 関係会社短期貸付金 | 7,585 |
| その他 | 6,763 |
| 貸倒引当金 | △275 |
| 固定資産 | 65,416 |
| 有形固定資産 | 23,432 |
| 建物 | 6,993 |
| 構築物 | 177 |
| 機械及び装置 | 3,341 |
| 工具、器具及び備品 | 78 |
| 土地 | 11,814 |
| 建設仮勘定 | 1,025 |
| 無形固定資産 | 624 |
| 借地権 | 242 |
| ソフトウェア | 283 |
| のれん | 19 |
| その他 | 79 |
| 投資その他の資産 | 41,358 |
| 投資有価証券 | 2,049 |
| 関係会社株式 | 22,039 |
| その他の関係会社有価証券 | 13,868 |
| 出資金 | 358 |
| 会員権 | 71 |
| 敷金及び保証金 | 840 |
| 繰延税金資産 | 408 |
| その他 | 1,722 |
| 繰延資産 | 41 |
| 社債発行費 | 41 |
| 資産合計 | 148,678 |

| 科目 | 金額 |
|-----------------|----------------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | 56,526 |
| 支払手形 | 14,308 |
| 買掛金 | 3,552 |
| 短期借入金 | 5,688 |
| 1年内償還予定の社債 | 2,600 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 24,831 |
| 未払金 | 988 |
| 未払費用 | 44 |
| 未払法人税等 | 1,930 |
| 前受金 | 1,660 |
| 預り金 | 242 |
| 前受収益 | 37 |
| 賞与引当金 | 3 |
| 完成工事補償引当金 | 299 |
| その他 | 338 |
| 固定負債 | 35,290 |
| 長期借入金 | 29,840 |
| 社債 | 5,000 |
| 預り敷金及び保証金 | 421 |
| 退職給付引当金 | 2 |
| 資産除去債務 | 26 |
| 負債合計 | 91,817 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | 56,476 |
| 資本金 | 4,819 |
| 資本剰余金 | 4,851 |
| 資本準備金 | 4,817 |
| その他資本剰余金 | 34 |
| 利益剰余金 | 50,870 |
| 利益準備金 | 92 |
| その他利益剰余金 | 50,778 |
| 別途積立金 | 14,681 |
| 繰越利益剰余金 | 36,097 |
| 自己株式 | △4,066 |
| 評価・換算差額等 | 107 |
| その他有価証券評価差額金 | 107 |
| 新株予約権 | 277 |
| 純資産合計 | 56,861 |
| 負債純資産合計 | 148,678 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

単位：百万円

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------------|--------|---------------|
| 売上高 | | |
| 不動産事業収入 | 86,590 | |
| エネルギー事業収入 | 1,091 | |
| その他事業収入 | 150 | 87,833 |
| 営業収益 | | |
| 関係会社受取配当金 | 1,392 | 1,392 |
| 売上高及び営業収益合計 | | 89,226 |
| 売上原価 | | |
| 不動産事業原価 | 73,068 | |
| エネルギー事業原価 | 1,164 | |
| その他事業原価 | 271 | 74,503 |
| 売上総利益 | | 14,722 |
| 販売費及び一般管理費 | | 7,132 |
| 営業利益 | | 7,590 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 81 | |
| 受取配当金 | 46 | |
| 匿名組合投資利益 | 404 | |
| 受取手数料 | 21 | |
| 雑収入 | 1,060 | 1,614 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 706 | |
| 雑損失 | 161 | 867 |
| 経常利益 | | 8,336 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 26 | |
| 投資有価証券売却益 | 146 | |
| 関係会社株式売却益 | 300 | 473 |
| 特別損失 | | |
| 減損損失 | 455 | 455 |
| 税引前当期純利益 | | 8,354 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,145 | |
| 法人税等調整額 | △0 | 2,145 |
| 当期純利益 | | 6,209 |

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

M I R A R T Hホールディングス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 木 智 博 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 原 鉄 也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下 川 高 史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、M I R A R T Hホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、M I R A R T Hホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年5月20日開催の取締役会において公募による新株式の発行及び自己株式の処分を決議している。また、同取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに關連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

M I R A R T Hホールディングス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 木 智 博 ㊞
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 石 原 鉄 也 ㊞
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 下 川 高 史 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、M I R A R T Hホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年5月20日開催の取締役会において公募による新株式の発行及び自己株式の処分を決議している。また、同取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、太陽有限責任監査法人は、金融庁から2023年12月26日付で契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けております。監査役会にて、太陽有限責任監査法人に対し業務改善の履行状況について報告を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

M I R A R T Hホールディングス株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 遠 藤 誠 ㊟
常勤監査役（社外監査役） 三 浦 由布子 ㊟
非常勤監査役（社外監査役） 本 間 朝 美 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

開催日時 》 2024年6月26日（水曜日） 午前10時（受付開始 午前9時30分）



交通のご案内 》 ■ J R 線・地下鉄丸ノ内線 東京駅 八重洲北口 日本橋口 …… 徒歩約 2分
■ 地下鉄東西線・銀座線・浅草線 日本橋駅 A3出口 …… 徒歩約 3分

◎車いすでのご来場の方には、会場内に専用スペースを設けております（受付からご案内申し上げます）。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

